

第33回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1 日 時： 平成22年8月23日（月）13：27－15：42

2 場 所： 農林水産省7階講堂

3 出席者： 青柳義朗委員、安部新一委員、井上眞理委員、佐々木珠美委員、夏目智子委員、平松和昭委員、淵野雄二郎委員、松本聰委員、向井文雄委員、森田明委員、岡智専門委員、石田裕美専門委員、鱈場尊専門委員、戸澤正彦専門委員、長村智司専門委員、福田晋専門委員、布施伸枝専門委員、松井徹専門委員、萬野修三専門委員、森田慎二郎専門委員

4 議 事

第1部（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構）

（1）平成21年度業務実績に関する評価について

- ① 農畜産業振興機構
- ② 農業者年金基金
- ③ 農林漁業信用基金
- ④ 水資源機構

（2）平成21年度財務諸表について

- ① 農畜産業振興機構
- ② 農業者年金基金
- ③ 農林漁業信用基金

（3）その他（報告事項）

第2部（農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター）

（1）平成21年度業務実績に関する評価について

- ① 農林水産消費安全技術センター
- ② 種苗管理センター
- ③ 家畜改良センター

（2）平成21年度財務諸表について

- ① 農林水産消費安全技術センター
- ② 種苗管理センター
- ③ 家畜改良センター

（3）役員給与規程等の一部改正について

- ① 農林水産消費安全技術センター
- ② 種苗管理センター

（4）その他

5 議事概要

第1部

（1）平成21年度業務実績に関する評価について

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の各プロジェクトチームから、

資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、提示案のとおり了承された。また、水資源機構のプロジェクトチームから、国土交通省独立行政法人評価委員会から業務実績に係る意見聴取があり、当プロジェクトチームの作成した意見（案）を農業分科会各委員へ書面諮問した結果を踏まえ、7月27日付けで、農林水産省独立行政法人評価委員会の意見として提出した旨、報告された。

- 農畜産業振興機構の評価については異論がないが、畜産業について、口蹄疫問題もあり、今後環境の整備が益々重要。しかし、事業仕分けでは大幅な縮小となり、このまま削減方向となれば、口蹄疫問題はまた繰り返されることとなりかねない。農水省からもこの点に関しては強く進言して貰いたい。
- 農林漁業信用基金の農業災害補償関係勘定の5億円の損失は、何でこうなったのか。経費節減に努めても、運用がこれでは意味がない。

この質問について、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 口蹄疫については、農畜産業振興機構としては、経営再開に必要な支援を行っているが、再発防止の観点もあり、今後も機構の事業の必要性を訴えていくつもりである。皆様には力添えを願いたい。
- ・ 農畜産業振興機構について、かつてはプール資金もあったが、生産者に対する経営対策を実施していく中で少なくなっている旨は仕分けにおいても説明してきたところ。現在は経営対策、需給調整対策、口蹄疫関連の緊急対策等に全力を注いでいるところ。
- ・ 農林漁業信用基金について、損失の中身はJAL社債。我々も放置していたわけでは無く、JAL再建報道には注視してきたが、突然会社更生法適用となったため、売却できなかった。現在は保有社債の管理態勢を強化したため、今後はこのような事は無いと思う。なお、新たなルールの下で、本年度に、格付けの下落したもう一つの航空会社の社債を既に売却したところ。

(2) 平成21年度財務諸表について

農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の財務諸表の検討について、事務局及び青柳委員から報告がなされたが、特段の意見はなく、主務大臣の承認に関し、「異存なし」として了承された。

(3) その他（報告事項）

農畜産業振興機構から資料に沿って短期借入金の借換えについて報告があったが、以下の質問及び回答があった。

また、農林漁業信用基金から資料に沿って長期借入金の入札結果について報告があったが、特段の意見はなかった。

- 農畜産業振興機構の砂糖勘定については、赤字は増加傾向にあると考えて良いか。
 - ・ 21年度は輸入減と国産砂糖の増産が重なった結果である。今後のことについては、制度の見直しなどを通じて、その中で考えていく必要があると思う。

第2部

(1) 平成21年度業務実績に関する評価について

農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター及び家畜改良センターの各プロジェクトチームから、資料に沿って説明がなされ、以下のとおり質疑応答がなされた後、提示案のとおり了承された。

- 種苗管理センターの栽培試験対象植物の拡大と対照品種等の保存点数の拡大についてはS評価となっているが、目標数値の設定が適正であったか、正当性が疑われるのではないか。
- 家畜改良センターの契約行為について、他法人のような随意契約や一社応札に関する記載がないが、そういった事例がないということか。取組が充分行われているということか。事例があるならデータだけでも他法人のように記載できないか。
- 種苗センターの育成者権の件だが、中国におけるいぐさの無断増殖について、各方面へ抗議等は行ったのか。

この質問について、以下のとおり説明がなされた。

- ・ 評価基準については、むしろ厳しい基準だと思う。栽培試験対象植物を1種類ふやすのは、大変なことで、到達目標として、一番上限のところ。対照品種等の保存点数については、それだけ園芸的にも人気のある品種の保存を行ったためであり、妥当である。
- ・ 家畜改良センターについて、随意契約や一社応札の事例はあるが、評価項目にないので記載しなかった。データについては、出せる。
- ・ いぐさの問題については、国内輸入業者に法律上問題があるから使わないように周知した。また、中国に対しても問題だということを伝え、先方の国内で指導する旨回答を得ている。

(2) 平成21年度財務諸表について

農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター及び家畜改良センターの財務諸表の検討について、青柳委員から報告がなされたが、特段の意見はなく、主務大臣の承認に関し、「異存なし」として了承された。

(3) 役員給与規程等の一部改正について

農林水産消費安全技術センター及び種苗管理センターの役員給与規程の一部改正について、事務局から説明がなされ、特段意見はなく分科会としては「意見の申し出はない」とされた。

(4) その他

今後の年内の分科会開催スケジュール等について、文書課から説明があった。